

杉並区荻窪体育館、杉並区高円寺体育館及び杉並区大宮前体育館 ネーミングライツパートナー募集要項

杉並区（以下「区」という。）では、区立施設等に通称名等を付ける命名権（以下「ネーミングライツ」という。）を導入し、新たな財源確保を図っていくため、下記施設を対象としてネーミングライツパートナーを募集します。

今回の募集は、施設の管理運営を行う指定管理者の募集に併せて行います。指定管理者とネーミングライツパートナーの緊密な連携による円滑で効果的な事業運営を図るため、応募資格を有するのは指定管理者応募団体又はその関連企業等のみとします（詳細は「4 募集概要（1）応募資格」参照）。

なお、ネーミングライツパートナーの選定は、指定管理者候補者の決定後に行います。

1 対象施設及び価格設定等

	施設名	価格設定 ^{※1※2※3} (年間)	契約期間
1	杉並区荻窪体育館	200万円以上 (3施設全てに応募する場合は 180万円以上)	5年間 (令和9年4月1日から 令和14年3月31日まで)
2	杉並区高円寺体育館	150万円以上 (3施設全てに応募する場合は 135万円以上)	
3	杉並区大宮前体育館	400万円以上 (3施設全てに応募する場合は 360万円以上)	

※1 申込金額が価格設定未満の場合は、審査の対象となりません。

※2 価格（年間）は、消費税及び地方消費税を含みます。

※3 1～3の施設を個別に応募することも可能とします。（例：1のみ、2と3のみ）

なお、個別に応募する場合と3施設全てに応募する場合では、価格設定が異なります。

2 ネーミングライツパートナーの特典等

(1) 通称名看板等の設置

※設置場所・大きさ・デザイン等は区への確認が必要です（「5 屋外広告物の掲出に関する留意事項（3）屋外広告物の表示・掲出に伴う手続きについて」参照）。また、各種法令を遵守しての設置となります。

(2) 区ホームページや広報紙、パンフレット等への掲載を通じた通称名の普及と定着

(3) ネーミングライツパートナーからの事業提案

※ネーミングライツパートナーからの提案等がある場合は、区との協議の上、法令等への適合も踏まえて実施を判断します。また、実施する場合においても、提案内容によっては別途費用負担が発生することがあります。

3 施設概要及びネーミング掲載箇所

別紙1「対象施設概要とネーミング掲載箇所事例」のとおり

※ 通称名看板等の設置は、別紙1に事例として挙げた箇所以外にも提案可能です。設置の可否については、関係する条例等や施設等の構造的な安全性の確保を踏まえ、区とネーミングライツパートナーとの間で協議の上、決定します。

4 募集概要

(1) 応募資格

①応募できるのは、杉並区荻窪体育館、杉並区高円寺体育館及び杉並区大宮前体育館指定管理者募集要項（以下「指定管理者募集要項」という。）に基づく指定管理者の応募団体又は指定管理者応募団体の関連企業等※（以下「ネーミングライツパートナー応募団体」という。）とする。

※ 関連企業等とは指定管理者応募団体の子会社・関連会社や指定管理者応募団体が業務提携する企業、その他、指定管理者応募団体との緊密な連携により、円滑で効果的な事業運営を行うことのできる団体を指します。

②ネーミングライツパートナー応募団体が指定管理者募集要項19ページ「11 募集に関する事項（2）応募資格等 ②欠格事項」に該当していないこと。

③ネーミングライツパートナー応募団体が杉並区広告掲載基準（平成27年2月27日杉並第62478号。以下「広告掲載基準」という。）第7条の広告の制限の規定に該当しておらず、かつ、第10条の規制業種又は事業者の規定に該当していないこと。

④指定管理者応募団体が共同事業体の場合、共同事業体として応募することも、また、共同事業体を構成する団体の1つが応募することも可能とする。

(2) 通称名の条件

ネーミングライツにより新たに命名される通称名は、区民や施設利用者の理解を得やすいものとし、広告掲載基準第7条（広告の制限）の規定に該当するものは、通称名として付けることができません。また、体育館、アリーナ、センター等、一般的に体育施設とわかるような表現としてください。さらに、各対象施設の通称名は以下の条件を満たしていることとします。

施設名	条件
杉並区荻窪体育館	「荻窪」を必ず使用すること。
杉並区高円寺体育館	「高円寺」を必ず使用すること。
杉並区大宮前体育館	「大宮前」を必ず使用すること。

※条例上の施設名称は変更しません。また、区の行政上の手続では、条例上の施設名称を使用します。

※通称名は、原則として契約期間中に変更できません。

(3) 応募書類

指定管理者応募団体の関連企業等がネーミングライツパートナーに応募する場合は、当該関

連企業等が応募書類を作成・提出します。

①申込書【第1号様式】

1 団体が単独で応募する場合と共同事業体が応募する場合の2種類の申込書があります。
別紙2-1（1団体用）、別紙2-2（共同事業体用）の記入例ご参照ください。

②企画提案書【任意様式】

当該施設のネーミングライツパートナーとなることにより実施する地域貢献や区民サービス向上につながる提案がある場合に提出してください（提出は任意）。なお、指定管理者応募団体自身がネーミングライツパートナーにも応募する場合で、地域貢献等に関する提案内容が重複する場合には、同内容を記載することも可とします。

③会社案内【任意様式】

④登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（発行後3か月以内のもの）

⑤直近3期分の貸借対照表及び損益計算書（または、活動計算書、事業活動収支計算書等、損益計算書に代わる書類）

⑥直近3年分の法人税納税証明書及び消費税納税証明書

⑦通称名看板等のデザイン案【任意様式】

看板等の規模（大きさ）、デザイン、色彩等を設置場所ごとに作成することとします。

⑧ネーミングライツパートナー応募団体の「社会的責任に関する考え方や取組」がわかる資料【任意様式】

以下の項目全てについて、ネーミングライツパートナー応募団体の考え方や取組を記載してください（A4判2ページ以内、写真・図表の掲載可）。

項目	記載内容の例
従事者の権利擁護、適正な労働環境の確保	ネーミングライツパートナー応募団体の従事者が安定・安心して就労できる環境づくり（ワーク・ライフ・バランスの推進やハラスメント対策など）、障害者・高齢者の雇用、従事者の子育て支援（一般事業主行動計画など）に関する方針や取組状況などについて。 ※ もにす認定やくるみん認定等がある場合は、登録証・認定証を添付してください（任意）。
情報公開、個人情報保護	ネーミングライツパートナー応募団体の個人情報保護に関する考え方や取組（研修の実施やマニュアル作成など体制の整備）について。 ※ IS027001 登録やプライバシーマーク認定がある場合は、登録証・認定証を添付してください（任意）。
区の施策や社会課題への理解・取組	省エネルギーや廃棄物削減など環境への配慮、ジェンダー平等の推進に関する考え方・取組など、区の施策や社会課題への理解・取組について。 ※ IS014001 登録等がある場合は、登録証等を添付してください（任意）。

⑨指定管理者応募団体とネーミングライツパートナー応募団体の関係性がわかる書類【任意様式】

※ 指定管理者応募団体の関連企業等がネーミングライツパートナーに応募する場合のみ

(4) 提出部数

・「(3) 応募書類①～③、⑤～⑨」：正本1部、副本8部

※ ⑦は、指定管理者候補者に選定された団体又はその関連企業等のみ提出が必要。

※ ⑨は、指定管理者応募団体の関連企業等がネーミングライツパートナーに応募する場合のみ提出が必要。

・「(3) 応募書類④」：正本1部

(5) 応募方法

ネーミングライツパートナーの応募は、指定管理者の応募と同時に受け付けます。応募書類を必要部数用意した上で、以下のとおり応募してください。なお、それぞれの書類が混同しないよう、ネーミングライツパートナーの応募書類一式をまとめ、指定管理者の応募書類と分けてご提出ください。

① 受付日時 令和8年6月29日(月)～令和8年7月2日(木)まで

受付時間は午前9時から午後5時まで(最終日は午後4時必着)

② 受付方法 応募書類の提出は持参を原則とします。郵送による提出も可能ですが、遅配を含む事故については、区は責任を負いません。電子メールに応募書類を添付しての申請は受付できません。

③ 受付場所 杉並区役所区民生活部スポーツ振興課(杉並区役所東棟6階)

④ 留意事項 応募書類のうち「⑦通称名看板等のデザイン案」については、指定管理者候補者の選定後、選定された団体又はその関連企業等のみ、区から別途提出を求めます。そのため、上記①の受付日時内での提出は不要です。

5 屋外広告物の掲出に関わる留意事項

(1) 屋外広告物として建物の外壁面などに表示・看板等を掲出するときは、関係する条例等を遵守し、施設等の構造的な安全面の確保を図るため、区施設管理者とネーミングライツパートナーとの間で管理区分などを協議の上、適否を決定します。

(2) 看板等の掲出に係る制限及び配慮基準については、以下のとおりです。

<杉並区広告掲載基準>

広告掲載基準第8条(屋外広告に関する景観上の掲載基準)及び第9条(屋外広告に関する交通安全上の掲載基準)の規定に該当するものは、通称名看板等として掲出することができません。

<東京都屋外広告物条例の規格>

区施設は、東京都屋外広告物条例により禁止区域にあたり、商業広告的な表示は認められません。ただし、通称名看板等は施設外壁面に表示可能としています。看板等の表示面積は、1施設につき、自家用広告の基準を適用し総表示面積を20㎡以下とします。また、建築物等の一壁面には表示を10分の3以下にしなければならないなどの個別的基準を満たす必要があります。

<杉並区景観計画の配慮基準>

看板等の規模・デザイン・色彩等については、景観法及び杉並区景観条例に基づき定められた景観計画による屋外広告物の表示・掲出に関する以下の配慮基準に適合するものとします。

項目	配慮基準
配置	河川、公園・緑地、歴史的な景観資源などからの見え方に配慮します。
規模	広告物は、必要最小限とするように努めます。
形態 意匠 色彩	①屋上広告は、建築物と一体的なデザインとなるように配慮します。 ②突出広告は、列状等に集約し周辺の建築物等と調和するように配慮します。 ③壁面広告は、壁面のデザインとの調和を図ります。 ④独立広告は、集約化を図り、建築物や外構のデザインと調和するように配慮します。 ⑤色彩は、地域特性にふさわしい、まちなみに調和した、落ち着いたものとするよう努めます。
緑化	独立広告の基礎部分は可能な限り緑化するよう努めます。

(3) 屋外広告物の表示・掲出に伴う手続きについては、以下のとおりです。

看板等の規模・デザイン・色彩等については、担当課が、前項の配慮基準や手続きなどについて事前確認をさせていただきます。

東京都屋外広告物条例については、区施設管理者による屋外広告物表示・設置届の提出が必要となる場合があります。事前確認では、別紙3「東京都屋外広告物条例事前確認必要書類等（ネーミングライツパートナー）」の資料をご提出いただきます。なお、東京都屋外広告物条例に基づく表示・設置には、掲出場所や広告物の形状等に応じて、詳細な基準が定められています。内容によっては追加資料のご提出や、確認のためにお時間を頂く場合がありますので、ご注意ください。

杉並区景観計画については、ネーミングライツパートナー候補者選定後、事前協議が必要となる場合があります。この事前協議では、ご提案いただいた内容について、区が書類審査等を行うほか、「まちづくり景観審議会」で審議します。その結果、修正をお願いする場合や、内容が認められないと判断される場合があります。事前協議が終了するまでは、区が規模・デザイン・色彩等の変更を求める可能性がありますので、ご承知置きください。また、地域・表示面積により、「杉並区屋外広告物の設置に関する事前相談実施要領」で定める「屋外広告物の表示・掲出に関する事前相談書」等の提出が必要になります。

<地区計画および沿道地区計画の届出について>

・対象施設が「地区計画」※1または「沿道地区計画」※2に指定される区域内に所在する場合、以下のとおり行政届出が必要となるため、ご注意ください。

※1 地区計画区域内

都市計画法第58条の2第1項・同法施行令第38条の4第1項に基づき、工事着手の30日前までに、行為の種類・場所・設計方法・着手予定日等を市町村長に届け出る義務があります。

※2 沿道地区計画区域内

幹線道路の沿道の整備に関する法律（沿道整備法）第10条第1項により、同様に工事着手の30日前までに、行為内容等を市町村長に届け出る義務があります。

6 実施手順

募集から通称名使用開始までの実施手順（概要）は、以下のとおりです。

	内 容	日 時
1	募集要項の公開	令和8年4月17日（金）
2	募集に関する質問の受付	令和8年4月17日（金）～ 令和8年5月28日（木）
3	募集に関する質問への回答	令和8年6月11日（木）
4	応募受付期間	令和8年6月29日（月）～ 令和8年7月2日（木） 午前9時から午後5時まで
5	指定管理者候補者の決定	令和8年8月下旬
6	屋外広告物の表示・掲出に係る事前確認	令和8年8月～9月
7	通称名看板等のデザイン案の提出	令和8年8月
8	指定管理者決定の通知、告示	令和8年10月
9	ネーミングライツパートナー選定審査	令和8年11月下旬
10	ネーミングライツパートナー候補者選定結果の通知	
11	通称名看板等の許可申請	令和8年11月下旬以降
12	協定の締結	令和8年11月下旬以降
13	通称名使用開始	令和9年4月1日（木）

7 選定及び審査

（1）選定方法

ネーミングライツパートナー候補者の選定は、指定管理者候補者の選定後に行います。

指定管理者として指定された団体又はその関連企業等が、同時にネーミングライツパートナーにも応募していた場合、その提案内容について、区が設置したネーミングライツパートナー選定会議により、応募資格、通称名、申込金額等の内容を総合的に書類で審査します。その結果、審査基準に基づき一定の点数を満たした場合、ネーミングライツパートナー候補者として選定します。

なお、指定管理者候補者に選定された事業者がネーミングライツパートナーに応募しない場合、又は応募したがネーミングライツパートナー選定会議で選定されなかった場合は、指定管理者とは別業種の事業者に限定して再公募を行う予定です。

（2）審査基準

選定会議は、以下の審査項目に基づき総合的に審査し、ネーミングライツパートナー候補者を選定します。

<審査項目>

審査項目	審査ポイント
経営状況	・経営状況の安定性
通称名（案）	・親しみやすさ、わかりやすさ、施設のイメージとの整合

	・デザイン
申込金額	・申込金額の多寡
社会的責任に関する考え方や取組	・従事者の権利擁護、適正な労働環境の確保 ・情報公開、個人情報保護 ・区の施策や社会課題への理解・取組
総合評価	・申込書裏面の特記事項の内容や企画提案の内容等も踏まえた総合的な観点からの評価

8 選定結果

ネーミングライツパートナー候補者選定の結果については、書面により通知します。

9 通称名看板等の表示・設置届及び景観に係る事前協議等

ネーミングライツパートナー候補者として選定された場合は、速やかに屋外広告物の表示・掲出のために必要な許可申請を行っていただきます。手続きの詳細は、前述の「5 屋外広告物の掲出に関わる留意事項」(3)をご覧ください。

10 協定の締結

区と選定されたネーミングライツパートナー候補者の間で、ネーミングライツについて基本的な事項を定め、円滑かつ効果的に遂行するための協議を行い、双方合意の上、協定を締結します。

※ 指定管理協定とは別に、ネーミングライツパートナーと区との間で、直接締結します。

11 契約概要

(1) 契約期間

契約期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年とします。

※ 指定管理者の指定期間を考慮し、ネーミングライツパートナーについても、令和14年4月1日以降については契約の更新を行わず、改めて公募による選定を行う予定です。

(2) 契約金額

申込金額とします。

(3) 通称名

原則として、申込書の通称名(案)とします。

(4) 費用負担

通称名看板等の設置・整備費用はネーミングライツパートナーの負担とするほか、区とネーミングライツパートナーの費用負担区分は原則として次表のとおりとします。

<区とネーミングライツパートナーの費用負担区分>

区 分	区	ネーミングライツ パートナー
敷地内外への通称名看板等の設置・整備 ^{※1}		○ ^{※2}
各交通機関の施設アナウンスに係る音源切替		○ ^{※2}

契約期間終了後の原状回復		○※2
通称名看板等の東京都屋外広告物条例及び杉並区景観条例の許可申請等に係る費用		○※2
契約締結後に作成するパンフレット等の印刷物※3や区公式ホームページの表示変更	○	

※1 契約期間中の通称名看板等の維持管理については、ネーミングライツパートナーの責任と負担において行うものとします。

※2 契約金の他に別途負担するものとします。

※3 原則として、新規及び刷り増しする物から変更し、区が発行・管理するものに限り、ただし、施設利用者に交付する「施設使用料の領収書」、「施設の利用登録証」など、法令等の定めにより杉並区体育施設等に関する条例第2条別表第1に定める体育施設の名称を用いる必要がある場合は、条例上の施設名称を用います。

12 契約の解除

- (1) ネーミングライツパートナーの信用失墜行為その他ネーミングライツパートナーの責めに帰すべき理由により、通称名を使用することが区施設及び区のイメージを損ねるおそれがあると判断したとき、区は契約を解除することができるものとします。
- (2) (1)の規定に基づき契約を解除した場合に係る経費等の取扱いは、次のとおりとします。
 - ①原状回復等に係る費用は、ネーミングライツパートナーの負担とする。
 - ②区が既に支払を受けている契約金を返還しない。
 - ③ネーミングライツパートナーに損害が発生した場合であっても、区はその責任を負わない。

13 その他留意事項

- (1) 応募事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ・参加資格を満たさなくなった場合
 - ・審査の透明性、公平性を害する行為があった場合

特に、選定会議設置から区が候補者の意思決定をするまでの間、応募事業者（応募予定者の関係者含む。）が選定委員及びこの募集に関わる区職員と故意（不正行為目的）に接触（書類の提出や要項に定められた質問等の正当な行為を除く。）することを禁じます。
 - ・前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合
- (2) 質問は、令和8年5月28日（木）午後5時まで受け付けます。質問書（別紙4）に記入の上、電子メールに添付して、以下の提出先へ送付してください。質問及び回答は、令和8年6月11日（木）までに区の公式ホームページに掲載します。

【提出先】 kikaku-k@city.suginami.lg.jp

- (3) 応募に関わる費用は、全て応募者の負担とします。
- (4) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円表記とします。
- (5) 提出書類については、返却しません。
- (6) 応募のあった内容は、本募集の実施に関してのみ使用し、それ以外に使用しません。
- (7) 申込書について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがあります。

14 担当課(問合せ先)

- ネーミングライツの募集全般に関すること
杉並区政策経営部企画課企画調整担当
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 (杉並区役所東棟4階)
担当者 加藤・窪田・末永
電 話 03-3312-2111 (内線1417、1418)
E-mail kikaku-k@city.suginami.lg.jp

- 東京都屋外広告物条例に関すること
杉並区都市整備部土木管理課占用係
電 話 03-3312-2111 (内線3403)

- 杉並区景観条例に関すること
杉並区都市整備部市街地整備課景観係
電 話 03-3312-2111 (内線3377)

- 杉並区地区計画、沿道地区計画に関すること
杉並区都市整備部市街地整備課地区計画係
電 話 03-3312-2111 (内線3372、3373)

15 応募書類の提出先

杉並区区民生活部スポーツ振興課施設管理係
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所東棟6階
電 話 03-3312-2111

1. 杉並区荻窪体育館

《施設概要》

- (1) 開設 平成3年6月
 所在地 杉並区荻窪3丁目47番2号
 (JR中央本線・東京メトロ丸ノ内線「荻窪駅」から徒歩7分)
 敷地面積 2,582.77 m²
 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階、地上2階建
 施設規模 建築面積 612.13 m²
 延床面積 2,324.21 m²

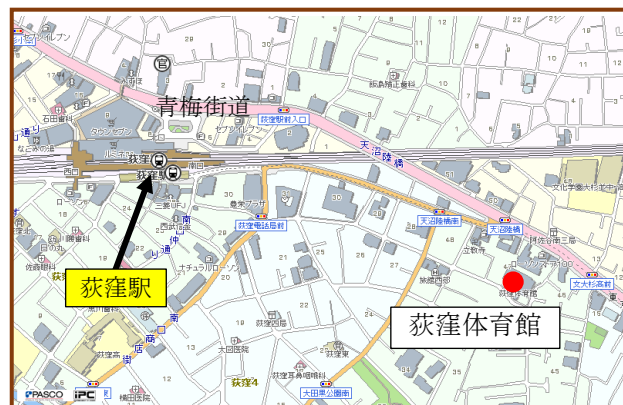
(2) 施設内容

名称	主な使用内容
体育館 (778.50 m ²)	バスケットボール (1面)、バレーボール (1面又は2面)、バドミントン (4面)、卓球 (16台)、バウンドテニス (6面)、体操等
小体育室 (105.95 m ²)	卓球 (3台)、体操、ダンス、ユニカール、ビームライフル、太極拳等
武道場 (292.83 m ²)	143畳程度
会議室 (95.24 m ²)	第1会議室 (定員45名)、第2会議室 (定員27名) 1室としても利用可 (定員90名)
幼児室 (18.17 m ²)	定員7名
駐輪場・駐車場	駐車場は障害者用1台
その他	エレベーター1基

- (3) 利用者数 令和5年度 93,981人 / 令和6年度 106,744人
 ※令和5年度は床面張替工事のため、アリーナを令和6年1月22日～3月23日まで休場

- (4) 開場時間 原則、午前9時から午後9時まで

- (5) 休場日 毎月第3水曜日・年末年始 (12月28日から1月4日)
 また、施設の安全管理上必要と判断した場合は、臨時休場をすることがあります。



- (6) その他 区公式ホームページの施設案内では、施設名を通称名で表示します。
 (令和7年アクセス数：約28,500件)
 その他、会場名としてチラシ等で利用される見込みです。

※通称名の条件や経費負担等については、募集要項をご確認ください。

《ネーミング掲載箇所事例》

①正面入口・看板



②正面自動ドア上・看板



③正面入口右側・石銘板



④-2 看板 (反対側から)
 ※両面に名称の記載があります。



④正面入口左側・看板・案内板



④-3 案内板 (正面)



※上記は、現在の看板の設置箇所を示しています。ネーミングライツパートナー候補者選定後の事前協議の結果、看板の設置数や場所は変更となる場合があります。

2. 杉並区高円寺体育館

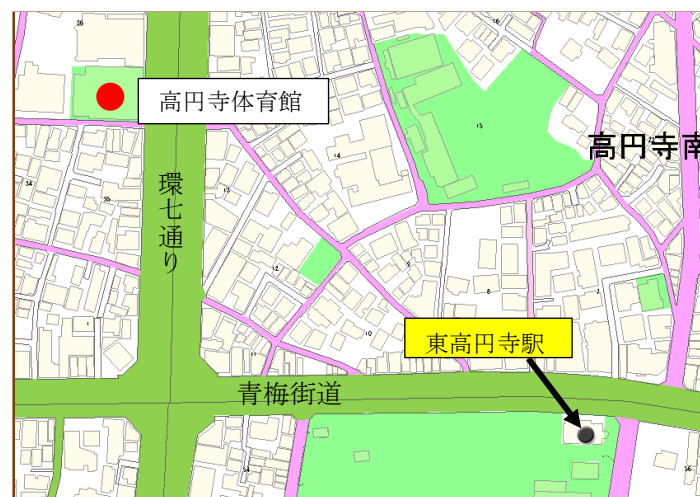
《施設概要》

- (1) 開設 平成12年2月
 所在地 杉並区高円寺南2丁目36番31号
 (東京メトロ丸ノ内線「東高円寺駅」から徒歩5分)
 (JR中央本線「阿佐ヶ谷駅」からバス9分、下車徒歩5分)
- 敷地面積 1,660.02㎡
 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
 地下1階、地上3階建(体育館部分は2・3階)
- 施設規模 建築面積 1,396.33㎡
 延床面積 1,604.26㎡

(2) 施設内容

名称	主な使用内容
体育館 (697.86㎡)	バスケットボール(1面)、バレーボール(1面)、バドミントン(4面)
小体育室 (98.01㎡)	多目的室 63.65㎡、ギャラリー 34.36㎡
保育室 (18.06㎡)	
駐輪場・駐車場	1階駐車場の管理区分は、清掃事務所であるが、障害者用駐車場は共用。
その他	杉並清掃事務所高円寺車庫併設。エレベーター2基

- (3) 利用者数 令和5年度 52,359人 / 令和6年度 59,773人
 (4) 開場時間 原則、午前9時から午後9時まで
 (5) 休場日 年末年始(12月28日から1月4日)。
 また、施設の安全管理上必要と判断した場合は、臨時休場をすることがあります。



- (6) その他 区公式ホームページの施設案内では、施設名を通称名で表示します。
 (令和7年アクセス数: 約25,500件)
 その他、会場名としてチラシ等で利用される見込みです。

※通称名の条件や経費負担等については、募集要項をご確認下さい。

《ネーミング掲載箇所事例》

①環七通沿・施設入口全景(看板3か所、ステップ1か所)



①-2 階段途中・壁面看板



①-3 ステップ表示



② 体育館入口表示



③ 環七沿い・案内板(左右2か所に名称表示あり)



④ 建物1階駐輪場

※上記は、現在の看板の設置箇所を示しています。ネーミングライツパートナー候補者選定後の事前協議の結果、看板の設置数や場所は変更となることがあります。

3. 杉並区大宮前体育館

《施設概要》

- (1) 開設 平成 26 年 4 月
 所在地 杉並区南荻窪 2 丁目 1 番 1 号
 (JR 中央本線・東京メトロ丸ノ内線「荻窪駅」からバス 7 分、下車徒歩 0 分)
 (JR 中央本線・東京メトロ丸ノ内線「荻窪駅」から徒歩 15 分)
 (京王井の頭線「富士見ヶ丘駅」から徒歩 19 分)
- 敷地面積 6195.73 m²
 構造 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地下 2 階、地上 2 階建
 施設規模 建築面積 2,958.89 m²
 延床面積 5,612.35 m²

(2) 施設内容

名称	主な使用内容
体育館 (832.97 m ²)	バスケットボール (メイン 1 面)、バレーボール (メイン 1 面、又はサブ 2 面)、バドミントン (4 面)、卓球 (16 台) 等
小体育室 (137.73 m ²)	ダンス等
武道場 (152.73 m ²)	柔道、空手、太極拳等
トレーニングルーム (269.29 m ²)	心肺持久力強化系、筋力強化系
温水プール (健康増進プール)	25m プール (25m×7m、3 コース、水深 1.1m) ウォーキングプール (25m×4m 程度、水深 1.1m) キッズプール (36.64 m ² 、水深 0.6m) ジャグジー (11.82 m ²)
キッズルーム	(住民に無料で提供する)
会議室 (会議室 42.86 m ² 、多目的室 52.78 m ²)	ともに定員 27 名程度
ストレッチ広場 (92.35 m ²)	
屋上運動広場	屋上緑化 (運動機器 4 台設置)
屋外運動広場	雑草または土
駐車場	通常時 (4 台)、臨時 (14 台運動広場)
その他	エレベーター 1 基

- (3) 利用者数 令和 5 年度 219,458 人 / 令和 6 年度 221,913 人
 (4) 開場時間 原則、午前 9 時から午後 9 時まで
 (5) 休場日 毎月第 3 火曜日
 年末年始 (12 月 28 日から 1 月 4 日)。
 また、施設の安全管理上必要と判断した場合等は、臨時休場をすることがあります。

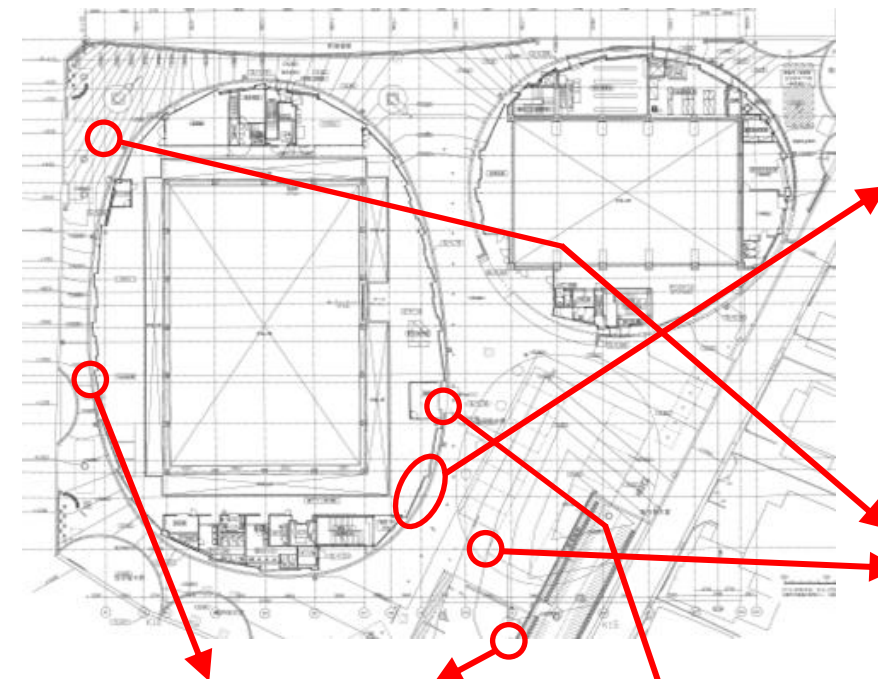


- (6) その他 区公式ホームページの施設案内では、施設名を通称名で表示します。
 (令和 7 年アクセス数: 約 41,300 件)
 その他、会場名としてチラシ等で利用される見込みです。

※通称名の条件や経費負担等については、募集要項をご確認ください。

《ネーミング掲載箇所事例》

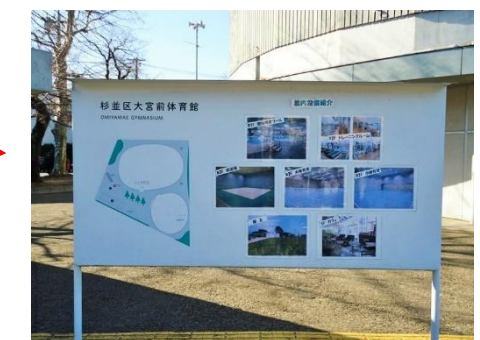
施設平面図



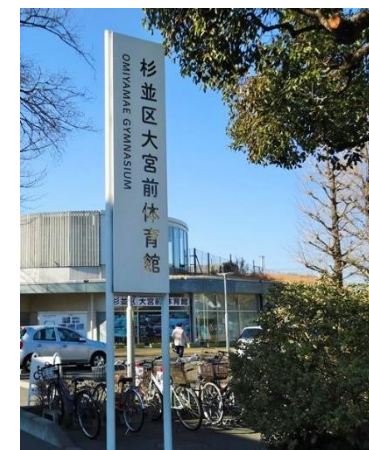
①施設東側・ガラス壁面



②施設案内板 (東・西 2 か所)



④施設看板 (南西・東 2 か所)



③メインエントランス
自動ドア両扉両面 (4 か所)



※上記は、現在の看板の設置箇所を示しています。ネーミングライツパートナー候補者選定後の事前協議の結果、看板の設置数や場所は変更となることがあります。

特記事項	選定に当たって、審査項目「総合評価」の審査対象とさせていただきます。貴社のPR等をご記入ください。
<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 応募動機・ 地域貢献活動の取組実績・ 指定管理応募団体の関連企業等による応募の場合、指定管理者とどう連携していくか 等	

特記事項	選定に当たって、審査項目「総合評価」の審査対象とさせていただきます。貴社のPR等をご記入ください。
<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応募動機 ・ 地域貢献活動の取組実績 ・ 指定管理応募団体の関連企業等による応募の場合、指定管理者とどう連携していくか 等 	

[連絡先]

担当者	杉並 花子	部 署	広報部広報担当
電 話	03-△△△△-△△△△		
E-mail	〇〇〇@◇◇◇◇.or.jp		

東京都屋外広告物条例事前確認必要書類等(ネーミングライツパートナー)

	備 考
広告物の規模一覧	各広告物の縦寸、横寸、面数、合計面積を一覧表にすること
デザイン図	着色したもの（照明、ネオン等使用の場合は夜景も必要）
付近案内図	<ul style="list-style-type: none"> 道路、ビル名等の記入があり、現地調査に便利なもの 用途地域の確認に有効なもの
仕 様 書	広告物の規格や材質等、できるだけ詳細に作成すること
配 置 図 (屋上平面図)	<ul style="list-style-type: none"> 広告物等の設置位置がわかるもの 道路境界との関係がわかるもの 用途地域をまたがる場合は、その境界を示すこと
建築物の立面図	<ul style="list-style-type: none"> 広告物と建物の関係（設置点等）がわかるもの 広告物の位置、面積、設置高さ、建築物一壁面ごとの面積がわかるもの
構 造 図	広告物の取り付け、施工、構造等がわかるもの（照明含む）
カラー写真	<ul style="list-style-type: none"> 広告物と建物全景との関係がわかるもの 既存の広告物等の状況がわかるもの
そ の 他	工作物確認済証（写）や道路占用許可書（写）等、案件によって必要となるものがあります。

* 図面には個々の寸法を記載すること。

* 建築物の立面図には既存の広告物も記載すること。

* 設置基準の概要は、東京都ホームページ「屋外広告物のしおり」をご参照ください。

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/ryokuchi_keikan/kekan_kese/koukoku/siori

* 実際に広告物を表示、設置する施工事業者は、東京都屋外広告物条例に規定する登録した事業者に限ります。

東京都屋外広告物条例 担当 杉並区都市整備部土木管理課占用係

令和7年10月5日現在

質 問 書

令和 年 月 日

杉 並 区 長 宛

(申込者) 名 称
住 所
代 表 者 名

(事務連絡責任者)

部 署 名
職 ・ 氏 名
連 絡 先 電 話 :
メ ー ル :

「杉並区荻窪体育館、杉並区高円寺体育館及び杉並区大宮前体育館ネーミングライツパートナー募集要項」に関して、次のとおり質問がありますので提出します。

No.	該当 ページ	質問項目	質問事項

○杉並区広告掲載基準

平成27年 2月27日杉並第62478号

改正

平成30年 1月31日杉並第57306号

令和 6年10月16日杉並第40193号

杉並区広告掲載基準

(趣旨)

第1条 本基準は、杉並区広告掲載事業実施要綱（平成27年 2月27日杉並第62173号。以下「要綱」という。）第8条に規定する広告掲載の可否を審査するための基準として定める。

(用語の定義)

第2条 本基準で使用する用語の定義は、要綱で使用する用語の例による。

(表示基準の基本的考え方)

第3条 全ての広告に関する表示の統一基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広告主は、正式名称、所在地及び電話番号を明示すること。ただし、広告媒体のスペース上、明示することが困難な場合は、法人登記等を確認したうえで、正式名称のみとすることができる。
- (2) 誤認されるおそれのある表示、架空の名称を使用しているものは掲載しない。
- (3) 広告目的が不明瞭なものは掲載しない。
- (4) 「完全」「絶対」「最高」「最大級」等の断定的な表現を使用しているものは掲載しない。ただし、具体的根拠に基づき記載されているもので、かつ、業界の公正競争規約等で禁止されていないものについては、この限りではない。
- (5) 広告主が自己及び広告主が提供する商品・役務等の優位性を表示する場合は、次の条件を満たすものとする。
 - ア 業界の公正競争規約等で禁止されてなく、かつ、他事業者の業務妨害・信用棄損に当たるおそれがないもの
 - イ 具体的根拠に基づくもので、根拠データを示すことができるもの
 - ウ 比較対象の数値等データが、比較対象として適切なもの
- (6) 官公庁、公的機関、著名人、消費者の公認・推奨・保証・指定表現は、広告使用許可、契約、指定の認可等がされていないものは掲載しない。
- (7) 著作権等いわゆる知的財産権に係る内容については、その使用許可を得ているもの
- (8) 商品又は役務の提供の価格を表示する場合は、消費税額を含む総額表示とする。
- (9) 法令等により商品の購買又は役務の提供に年齢等の制限があるものは、その旨を記載すること。

(広告審査にあたっての基本的な考え方)

第4条 本基準により区が広告掲載に関する審査を行う場合は、本基準のほか関係法令等の規定や市民への影響、公共性、公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮した上で、広告媒体の性質に応じて、解釈・適用を行うものとする。

(屋外広告に関する基本的な考え方)

第5条 屋外広告の内容及びデザインについては、当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、まちの美観風致を著しく阻害するものでないこと。

2 本基準に定める屋外広告とは、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）に定める許可を要するものをいう。

(広告媒体ごとの基準)

第6条 本基準に定めるもののほか、広告媒体に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、部長は別途基準を定めることができる。

2 広告主のWEBページにリンクをする広告（バナー広告）や二次元バーコード等によりWEBページへ誘導する広告の掲載については、区のWEBページ等に掲載する広告のみならず、当該広告のリンク先である広告主のWEBページの内容についても、本基準を準用し、掲載の可否を判断することができる。

- 3 他のWEBページを集合し、情報提供することを主たる目的とするWEBページで、要綱及び本基準、その他区の定める広告に関する規定に反する内容を取り扱うWEBページを閲覧者にあっせん、又は紹介しているWEBページの広告は掲載しない。

(広告の制限)

第7条 「民間等への広告媒体提供についての基本方針」4 広告掲載基準に基づき、次の各号に掲げる内容のものは掲載しない。

- (1) 広告媒体の性質又は事業趣旨に照らし、その公共性や品位を損なうおそれのあるもの又は区及び他自治体並びに関係団体が実施する事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人的宣伝に係るもので、次のいずれかに該当するもの
 - ア 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - イ 宗教団体の布教推進又は寄付金収集を目的とするもの
 - ウ 国内世論が大きく分かれているもの
 - エ 迷信又は非科学的な事象に類するもので、区民を惑わす、又は区民に不安を与えるおそれのあるもの
 - オ 尋ね人広告
 - カ 意見広告
 - キ 謝罪広告
- (3) その他公の秩序又は善良の風俗に反するなど、広告として不相当と認められるもので、次のいずれかに該当するもの
 - ア 基本的人権を侵害するおそれのあるもの
 - (ア) 人権侵害、差別、名誉毀損するもの又はそのおそれがあるもの
 - (イ) 他者を誹謗中傷・排斥するもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又は役務を提供するもの
 - (イ) 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現のもの
 - (ウ) 射幸心を著しくあおる表現
 - (エ) 虚偽の内容を表示するもの
 - (オ) 法令等で認められていない商法・商品
 - (カ) 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - (キ) 商品、製造物又はサービス提供の責任の所在が明確でないもの
 - (ク) 広告の内容が明確でないもの
 - (ケ) 国、地方公共団体、その他公共機関が広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
 - ウ 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、商品等の一例又は広告内容に関連する等表示する必要性があると認められる場合は、その都度適否を審査するものとする。
 - (イ) 暴力や犯罪を肯定・美化し助長するような表現のもの
 - (ウ) 残酷・醜悪な描写など、不快感を与えるおそれのある表現のもの
 - (エ) 暴力又はわいせつ性を連想・想起させる表現のもの
 - (オ) 賭博等を肯定する表現のもの
 - (カ) 人体、精神又は教育に有害な表現のもの
 - エ その他区長が不相当と判断したもの

(屋外広告に関する景観上の掲載基準)

第8条 屋外広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当し、まちの美観風致を損なう

おそれがあるものは掲載しない。

- (1) 会社名、商品名を著しく繰り返すもの
- (2) 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの
- (3) 美観を損ねるような、著しく派手又は奇抜なもの
- (4) まちの景観と著しく違和感があるもの
- (5) 意味なく、身体の一部を強調するようなもの
- (6) 著しくデザイン性の劣るもの
- (7) 意味が不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるもの
- (8) 地区計画、まちづくり協議指針、その他まちづくり又は都市整備に関する区の条例及び規則において景観形成の目標が定められている場合、その目標に沿った貢献が認められないもの
(屋外広告に関する交通安全上の掲載基準)

第9条 屋外広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当し、交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれのある広告は掲載しない。

- (1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの
 - ア 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの
 - イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
 - ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの
- (2) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの
 - ア 過度に読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
 - イ 裸体、水着姿を表示し、著しく注意を引くもの
 - ウ デザインが分かりづらい等、判断を迷わせるもの
 - エ 絵柄や文字が過密及び過小等により視認性が悪いもの
(規制業種又は事業者)

第10条 次の各号に定める業種及び事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）で風俗営業、性風俗特殊営業又は接客営業受託営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこの製造販売（ただし、「喫煙マナー向上のための広告」は除く）
- (5) ギャンブル（公営競技及び当せん金付証券（宝くじ）を除く。）に係る業種
- (6) 銃刀類等の危険物を販売する業種及び事業者
- (7) 社会問題を起こしている、又は過去に起こした事業者
- (8) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (9) 占い、運勢判断に関する業種及び事業者
- (10) 興信所、探偵事務所等
- (11) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で、特定商取引とされる業種（通信販売及び特定継続的役務提供を除く。）
- (12) 債権取立て、示談引受け等をうたった事業者
- (13) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
- (14) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (15) 各種法令に違反している事業者
- (16) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (17) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反している事業者
- (18) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当する業種及び事業者
- (19) 杉並区暴力団排除条例（平成24年3月杉並区条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団関係者及び暴力団若しくは暴力団員の威圧を利用し、又は暴

- 力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業者
- (20) 区税を滞納している事業者
- (21) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成22年3月23日杉並第65476号）に基づく指名停止を受けている事業者
- (22) その他法令等で認められていない業種及び事業者
（業種ごとの掲載基準）

第11条 広告内容審査を行う際の主な業種（前条に規定する業種を除く。）ごとの掲載基準は下表のとおりとする。

	業種等	掲載基準
1	人材募集広告	(1) 広告主が労働関連法令を遵守しているものであること。 (2) 広告内容が労働関係法令に反していないものであること。 (3) 広告主が業務停止、又は労働紛争中である場合は、求人広告は掲載しない。 (4) 人材募集に見せかけた売春等の勧誘やあっせんの疑いのあるものは掲載しない。 (5) 人材募集に見せかけた商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
2	語学教室等	(1) 特定商取引に関する法律に基づき、契約に関わる書類等を交付していない事業者の広告は掲載しない。 (2) 安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現を使用しているものは掲載しない。
3	学習塾及び予備校等 （専門学校を含む。）	(1) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。 (2) 合格率等の実績を載せる場合は、事実や客観的根拠のほかに実績年も併せて掲載する。 (3) 学校法人の認可を受けていない学習塾等が、「・・・大学」「・・・専門学校」等の名称を用いている場合又は学校法人と誤認される名称を使用している場合は掲載しない。
4	外国大学の日本校及び海外留学	(1) 外国大学の日本校については、文部科学大臣の指定の有無を掲載すること。 (2) 海外留学の主催・あっせんの広告は、実施者と留学先の教育機関との提携関係が明確なもので、旅行業法（昭和27年法律第239号）に反しないものとする。
5	資格講座	(1) 民間の任意の資格である場合は、それがあたかも国家資格であるような誤解を招くような表現は使用せず、国家資格ではない旨を記載していること。 (2) その講座の受講だけで国家資格を取得できるかのような紛らわしい表現は使用せず、資格取得には、別に国家試験を受ける必要がある旨を記載していること。 (3) 資格講座の募集に見せかけて商品及び材料の売り付けや資金集めを目的としているものは掲載しない。 (4) 受講費用が全て公的給付で助成されるかのように誤認される表現は使用しない。
6	病院、診療所、助産所	(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5及び第6条の7、獣医療法（平成4年法律第46号）第17条、その他関連法令、厚生労働省の告示、同省の医療広告ガイドラインに定める広告規制等の関連規定に反するものは掲載しない。

		(2) バナー広告のリンク先である病院等のホームページの内容は、厚生労働省の医療機関ホームページガイドライン等の関連規程に基づいたものであること。
7	施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復）	(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定に違反しないこと。 (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は掲載しない。
8	薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）	(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第66条から第68条までの規定及び厚生労働省の医薬品等適正広告基準の規定並びに各法令所管省庁の通知等に定められた規定に違反しないこと。 (2) 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること。
9	健康食品、保健機能食品、特別用途食品	(1) 健康増進法（平成14年法律第103号）第65条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第66条から68条まで、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第20条及び各法令の所管行政庁の通知等に定められた規定に違反しないこと。 (2) 健康食品は、医薬品と誤認されるような効能・効果を表示しているものは掲載しない。 (3) 保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が法令等により認められている表示事項の範囲を超えていないもので、かつ、法令等により定められている表示すべき事項が記載されているものとする。
10	エステティック・美容サービス	(1) 特定商取引に関する法律に基づき、契約に関わる書類等を交付していない事業者の広告は掲載しない。 (2) 美容形成等の医療と誤認される表現を使用している場合は、掲載しない。
11	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等	(1) サービス全般（介護老人保健施設を除く。） ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現は使用しない。 イ 広告主に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 ウ その他サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招く表示は使用しない。 (2) 有料老人ホーム (1)のほか、次の規定に適合していること。 ア 当該施設の指導監督権限を有する都道府県、政令市、中核市の「有料老人ホーム設置運営指導指針」に規定する事項を遵守し、別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項を全て表示していること。 イ 当該施設の指導監督権限を有する都道府県、政令市、中

		<p>核市の指導に基づいた広告内容であること。</p> <p>ウ 公正取引委員会の有料老人ホーム等に関する不当な表示及び同表示の運用基準に抵触しないこと。</p> <p>(3) 有料老人ホーム等の紹介業</p> <p>ア 広告主に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>イ その他利用に当たって著しく有利であると誤解を招くような表示はしない。</p> <p>(4) サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号）第22条第1号の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める表示についての方法を遵守していること。</p> <p>(5) 介護老人保健施設</p> <p>介護保険法第98条の規定により広告できる事項以外は掲載しない。</p>
12	墓地等	区市町村長の許可を取得した業者で、その許可年月日、許可番号及び経営者名を表示すること。
13	葬祭業	<p>(1) 業界団体に加盟している事業者であること。</p> <p>(2) 同業他社との料金比較を広告内容にしている場合は、掲載しない。</p>
14	害虫駆除	<p>(1) 効能効果の標ぼうは、具体的事実に基づく客観的根拠が提示できない場合は掲載しない。</p> <p>(2) 害虫駆除商品で薬剤を使用するものは、その薬剤が厚生労働省で認可されているものを掲載する。</p> <p>(3) 害虫駆除商品で電気を使用するものは、形式認可を受けているものを掲載する。</p>
15	不動産事業	<p>(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。</p> <p>(2) 不動産の取引に関する広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記するとともに、「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に関する基準等に基づく表示をしているものを掲載する。</p> <p>(3) 契約を急がせる表示をしているものは掲載しない。</p>
16	弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士等	各業に関する法令並びに各業の任意団体及び監督団体等の定める広告規制に関する基準等に基づく表示をしていること。
17	旅行業	<p>(1) 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。ただし、補償については、広告内に全て記載してある必要はなく、詳細内容が掲載されているホームページ等への誘導等があれば良いものとする。</p> <p>(2) 天候、季節等に影響を受ける旅程であるにもかかわらず、あたかも広告内容の体験ができるかの誤解を招く表示をしている場合は掲載しない。</p> <p>(3) その他広告表示について、旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条の7及び8並びに旅行業公正取引協議会の公正競争規約に基づく表示をしていること。</p>

18	通信販売業	特定商取引に関する法律第11条及び第12条並びに特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）第23条から第26条までの規定に基づく表示をしていること。
19	雑誌、週刊誌等	<p>(1) 適正な品位を保った広告であること。</p> <p>(2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。</p> <p>(3) 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。</p> <p>(4) 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。</p> <p>(5) タレントなど有名人の個人的行動に関して、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。</p> <p>(6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐又は醜悪な言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。</p> <p>(7) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した見出しでは、氏名及び写真は原則として表示しない。</p> <p>(8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。</p>
20	映画、興業等	<p>(1) 暴力、賭博、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。</p> <p>(2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。</p> <p>(3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。</p> <p>(4) 内容を極端にわい曲する、又は一部分のみを誇張した表現等を使用したものは掲載しない。</p> <p>(5) ショッキングなデザインを使用したものは掲載しない。</p> <p>(6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。</p> <p>(7) 年齢制限等、一部利用等に当たり規制を受ける者がいる場合はその内容を表示すること。</p>
21	古物商、リサイクルショップ等	<p>(1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けている旨を表示すること。</p> <p>(2) 一般廃棄物処理業に係る区長の許可を取得していない事業者については、廃棄物の処理ができる旨又は処理できると誤認される表示があるものは掲載しない。</p>
22	結婚相談所、交際紹介業	<p>(1) 業界団体に加盟している事業者であること。</p> <p>(2) 特定商取引に関する法律に基づき、契約に関わる書類等を開示していない事業者の広告は掲載しない。</p> <p>(3) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等を原則とすること。</p> <p>(4) 公的機関に認定された個人情報の保護体制を整えていること表示すること。</p>
23	質屋、チケット等再販売業	<p>(1) 個々の相場、金額等を表示しているものは掲載しない。</p> <p>(2) 有利さを誤認させるような表示をしているものは掲載しない。</p>

24	トランクルーム、貸し 収納業者	(1) 「トランクルーム」は、国土交通省が定める基準を満たし認定を受けた事業者であること。 (2) 「貸し収納業者」は、会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用せず、倉庫業法（昭和31年法律第121号）に基づく「トランクルーム」ではない旨を明確に表示すること。
25	ウイークリーマンション等	営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
26	金融商品	(1) 投資信託等 ア 将来の利益が確実・保証されているような表現がないこと。 また、利益について記載する場合は、必ず予想に基づくものであることを明示すること。 イ 元本保証がない旨等のリスクを、目立つように分かりやすく表示すること。 (2) 商品先物取引及び外国為替証拠金取引（FX）等 ア 監督行政庁等の許可・登録等の商品取扱いに必要な資格を持った事業者であること。なお、名称や登録番号、業界団体会員であることを必ず明記すること。 イ 安全・確実性や有利性等を強調し、投機心をいたずらにあおるものでないこと。 ウ 利益保障がないこと及び損失が生じる可能性があること等のリスクを、目立つように分かりやすく表示すること。 (3) その他金融商品 当該金融商品の内容に応じ、本項(1)及び(2)の規定を準用する。
27	酒類販売	(1) 酒税法（昭和28年法律第6号）第2条及び第3条の定義によらず、当該酒類が他の酒類に誤認されるような表示をしているものは掲載しない。 (2) 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。 例：「お酒は20歳を過ぎてから」 (3) 飲酒を誘発するような表現がある場合は掲載しない。 例：お酒を飲んでいる、又は飲もうとしている姿
28	自動車販売	業界団体が定める広告規制に関する基準等に基づく表示をしていること。
29	保育所、保育サービス	(1) 保育施設については、都道府県等の認可を受けている、又は指導監督基準等を満たしている事業者とする。 (2) 一時預かり保育事業については、国の実施基準を満たした事業者であること。 (3) ベビーシッター事業については、公益財団法人全国保育サービス協会に加盟している事業者であること。ただし、認定ベビーシッターであっても個人のベビーシッター事業者は掲載しない。
30	労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等を原則とする。 (2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。
31	宗教行事広告	(1) 宗教活動に関わりのないイベントについては掲載する。

- | | |
|--|--|
| | (2) 宗教行事ではあるが、地域の伝統行事になっているもの又は国民的祭事で広く認知されているものは掲載する。
(3) 出版物の広告は、当該宗教団体の布教目的及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。 |
|--|--|

※本表に定めのない業種については、第3条及び第4条の規定に基づき、関係省庁等に掲載内容を確認の上、審査を行う。

（記事広告の掲載基準）

第12条 広告内容が編集記事と類似した体裁で編集された広告（以下「記事広告」という。）を掲載する場合は、次の各号に掲げる基準を満たしたものとする。

- (1) 広告主名を見出しとして記載するとともに、当該記事が広告である旨を表示すること。
- (2) 当該広告媒体の配布対象者又は閲覧者に信頼される情報内容であること。
- (3) 記事広告内容は、直接取材を行ったものであること。
- (4) 客観的事実に基づいた情報伝達が行えるものであること。

（クーポン広告の掲載基準）

第13条 掲載する広告内容のクーポンなどによる商品等を割引する旨の記載がある場合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の規定及び広告主が所属する業界の公正競争規約等に違反しないこと。

2 掲載広告媒体の提示を求めること又は掲載広告媒体名を告知することにより商品又は役務の価格の割引を受けることができる旨の表示がある場合は掲載しない。

附 則

この基準は、平成27年3月1日から施行する。

附 則（令和6年10月16日杉並第40193号）

この基準は、令和6年11月1日から施行する。